



※ 本製品は、性能・材質及び寸法が同じであれば、仕様書記載の同等品でも可とします。

なお、同等品確認については、同等品確認書とカタログ等資料を添付の上、令和8年1月19日（月）17時までに 危機管理課 担当 船城（TEL 047-366-7309）に提出してください。